

苫小牧市老人福祉法施行細則の制定（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和4年2月7日～令和4年3月8日（30日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 4件（4項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) 【意見募集の方法について】 せっかく意見照会するのであれば、規定内容の抜粋の他に、案の全文がホームページで見られるようにしたほうがいいと思います。	今回の規則制定に関する意見募集につきましては、制定案の作成と同時並行して実施しております。そのため、案の詳細について確定していない部分もあり、規則全文の公開が難しいことから、主な規定内容の抜粋による意見募集としております。 規則制定の際に実施するパブリックコメントは、当該規則の制定趣旨について市民の皆様の意見を求めるものであり、個別の条文の記載内容の是非についての意見を求めるものではありませんので、ご理解願います。	E
2	1	(<u>原文</u> ・整理要約 有・ <u>無</u>) 【規則第6条関係】 老人ホームが満床で受け入れできない場合に、ショートステイなど他の方法をあらかじめ想定した方がいいと思います。	本規則は、老人福祉法による養護老人ホーム等への措置に係る手続き等について規定するものであり、高齢者の具体的な支援方法についての記載は馴染まないものと考えます。 なお、養護老人ホームが満床のため待機する必要がある、その間の在宅生活が困難と思われる高齢者がいる場合には、担当の地域包括支援センターやケアマネジャーが適切な介護サービスの利用等について検討し、支援することとなります。	D

3	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>【規則第8条関係】</p> <p>苫小牧市子どもを虐待から守る条例における通告と同じように、福祉部長への通告に係る市の対応を明記（整備）できないでしょうか。</p>	<p>本規則は、老人福祉法による養護老人ホーム等への措置に係る手続き等について規定するものあり、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等に関する記載は、本規則には馴染まないものと考えます。</p>	D
4	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>【規則全般について】</p> <p>介護保険との関係を整理する必要はないでしょうか？</p>	<p>本規則に規定する老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所等は、市町村による措置となります。一方で、介護保険法に基づく施設への入所等は、個人とサービス提供事業者との契約となることから、その法的性質は異なるものとなります。</p> <p>よって、介護保険法との関係については、既に整理されているものと考えます。</p>	E

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。